

## 第107回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和6年9月17日(火) 午後1時30分から午後1時50分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

### 3 出席農業委員 (11人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

### 4 欠席農業委員 (3人)

- 3番 大谷 正樹
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫

### 5 出席農地利用最適化推進委員 (1人)

## 6 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

議長 それでは、只今より第 107 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 2 件、審査会 1 件、報告事項 3 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。次に、本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 11 名、欠席委員 3 名、本日、農地利用最適化推進委員につきましては 1 名ご出席を頂いております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 1 番宮本委員と 2 番岡崎委員をお願いをいたしたいと思っております。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。続いて農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、高齢のため農地の維持管理が難しく、譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、申請地は住宅の近くにあり、耕作するのに便利なため譲り受け、生計の安定をはかりたい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、野菜や果樹を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 8 番大内委員からその後の補足説明などがありましたらお願いをいたします。

8 番 15 日の午前中に現地確認と譲受人にお会いしました。譲受人と奥様と娘さんお二人とお孫さん一家で出迎えてくださり実際に現地の確認に行ったんですけれども現地は広い横見の B&G の後ろの土地で広いんですけど今イチジクや木、松とかイチジク、何本かイチジクがあったので土自体はまだ耕せる。草は生えているんですけども耕したらまだ耕作できるような土地かなとい

う状態で道路大きい道も横にあるので車の出入りや運搬に関しては問題ないかと思います。譲受人は営農塾、ミカンの営農塾ですすでにミカン栽培を今、日見と横見でされているということで農業経験もありまた娘さんがいらっしゃるのでそういった人手もあるということでした。ここには今のところサツマイモなど家庭向けの野菜を育てるということでしたが日見の農地がちょっと高いところにミカンがあるということで自分たちが高齢になったときのことを考えてこちらの土地でミカン栽培なども考えているということでした。売買価格は20万円ということで譲渡人の方が草刈りをされてたけれどももうちょっと高齢でできないということで自治会長を務められている譲受人の方にちょっと声がかかったということでした。現地を確認したところ問題ないかなと思います。以上です。

議長 　ただ今の事務局並びに担当委員の説明でご質問などがありましたらお願いいたします。角井委員。

5番 　事務局さんに様式のこと確認させていただきたいんですけども今回なんか2議案ともなんか国籍表記があるんですけどもこれって向こうっていうか代筆司法書士さんがただ載せてくれているだけ。国籍別に表記を求めているわけではなかった。

事務局 　これから求めようとは思いますが。

5番 　求めるようになる。わかりました。じゃまた様式が変更とかある。

事務局 　そうですね。

議長 　他にご意見ご質問なりがありましたらよろしくお願ひします。よろしいですかね。ご質問もないようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。続いて農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、5ページから8ページをご覧ください。

本事案については、居住地の隣地の申請地を譲り受け、果樹やハーブなどを

栽培し、生活に活用したい譲受人の要望に対し、高齢で農地の管理が困難となった譲渡人が応えるものでございます。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の確保予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹やハーブなどを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員2番岡崎委員及び推進委員4番山本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番 ちょっと時間がいろいろ合いませんで推進委員の山本さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。ちょっと一緒にお伺いすることはできなかったもので別々にお伺いさせていただきました。この譲受人の所なんですけれどもまあ以前から農業倉庫、向かい側に農業倉庫を求めておられるんですけれどもその付近をですね砂利を敷く前にその下に防草シートを敷くなどしてすごく土地をきれいに保つ人柄が見えるなどと思ひまして。で、近所の女性の方がいらっしやっただけで聞くとまだ挨拶ぐらいしかしたことないけどということだったんでちょっとその辺はよくわかりませんでした。ただ農地を花壇なんかもきれいに整備されておりましてアボガドも何本かもう植えておられました。非常に何か几帳面に土地をしてくれる方だなという印象を持ちました。あと今回の土地に関してはちょっとまだ今若干除草が必要ではあると思うんですけど果樹も何もかもと言っておられました。以上です。

議長 推進委員4番山本委員。

4番 (推進委員) よろしくお願ひいたします。譲渡人ですけれども今までは勤務で大島の方に通ってこられてました。そしてご両親もおられましたたびたびこう泊まって農作業なんかもできてたんですけれども一応まあ70代になって勤務もなくなりわざわざ大島まで来て耕作するのがやっぱししんどい負担になってきたところでちょうど譲受人のお話があって。譲受人も今まだこちらへ定住というところまで行ってないんですけども近所の一番端の女性から聞いたんですけども来るたびに荷物をもって引っ越しの準備はされているようです。まあ早く来てほしいねということなんですけれども買った農地は5アール弱で約

半分ぐらいクリとかカキの木とかちょっと奥の方は何が植えているんかちょっとよく見えなかったんですけれども。あと残り半分ぐらい2アールちょっとぐらいでしょうか料理とかお菓子作りが大変好きだということで自分でその材料作ってお菓子を作ってまあ将来的には販売もしたいということなんですけれども。そういった熱意があれば今まで農業の経験がなくてもこれからやっていけるんじゃないかと思いました。それととくに周辺への心配はありません。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。角井委員。

5番 売買価格なんですけれども大島町の平均的な反当りの売買価格から見ると大分高いなという印象を受けるんですけど何か建物がついてたりとか。単純に高いだけ。

4番 (推進委員) 家は以前に購入されてますから今回は土地だけです。

5番 わかりました。

議長 他にご質問なりご意見ありましたら。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程2、審査会1に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画(案)につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。令和6年9月25日告示予定で新規 12筆 12,198㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの事務局の説明でご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問、ご意見もないようですので、採決をいたしま

す。

本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程3、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。東安下庄、伊保田、東屋代にて3件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は8ページから18ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は10月15日(火)午前9時30分から、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は10月4日(金)までを予定しております。次回より総会を再び午前から開催する予定としますのでご注意ください。報告は以上です。

議長 今の事務局の報告に何かご質問なりがありましたら。よろしいですかね。他に総会の席で協議をしなければならないとして思われてることがありましたら。よろしいですかね。では以上をもちまして第107回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和6年9月17日開催の第107回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和6年10月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_